

館林衛生施設組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和5年4月

館林衛生施設組合

目 次

第1章 背景	1
第2章 計画の基本的事項	
(1) 目的	2
(2) 対象とする範囲	2
(3) 対象とする温室効果ガス	2
(4) 計画の期間	3
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	3
第3章 温室効果ガスの排出削減目標	
(1) 目標設定の考え方	4
(2) 温室効果ガスの削減目標	4
第4章 温室効果ガス排出状況	
(1) 基準年度の温室効果ガス排出量	5
(2) 基準年度の温室効果ガス別の排出割合	5
第5章 目標達成に向けた取組	
(1) 取組の基本方針	6
(2) 具体的な取組内容	7
第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表	
(1) 推進体制	8
(2) 点検・評価・見直し体制	9
(3) 進捗状況の公表	9

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）が閣議決定され、さらに、2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すとともに50%の高見に向けて挑戦を続けることを表明し、この新たな削減目標を踏まえて地球温暖化対策計画を2021年に改定しました。同計画では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

2. 基本的事項

(1) 目的

館林衛生施設組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「館林衛生施設組合事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、館林衛生施設組合（以下「本組合」といいます。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

(2) 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、下表に示す施設の事務及び事業とします。

施設名称	所在地
館林環境センター (し尿処理施設)	館林市赤生田町 65-1
たてばやしクリーンセンター (熱回収施設/可燃ごみ処理施設)	館林市苗木町 2447-19
いたくらしサイクルセンター (不燃・粗大ごみ処理施設)	邑楽郡板倉町大字板倉 3427-7
めいわエコパーク (一般廃棄物最終処分場)	邑楽郡明和町千津井 1019-1

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項で定めている7種類の温室効果ガスのうち、下表に示す4種類の温室効果ガスを本計画の対象とします。

温室効果ガスの種類	主な排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用
	他人から供給された電気の使用
	一般廃棄物の焼却
メタン (CH ₄)	自動車の走行
	一般廃棄物の焼却
	し尿・浄化槽汚泥の処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行
	一般廃棄物の焼却
	し尿・浄化槽汚泥の処理
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用

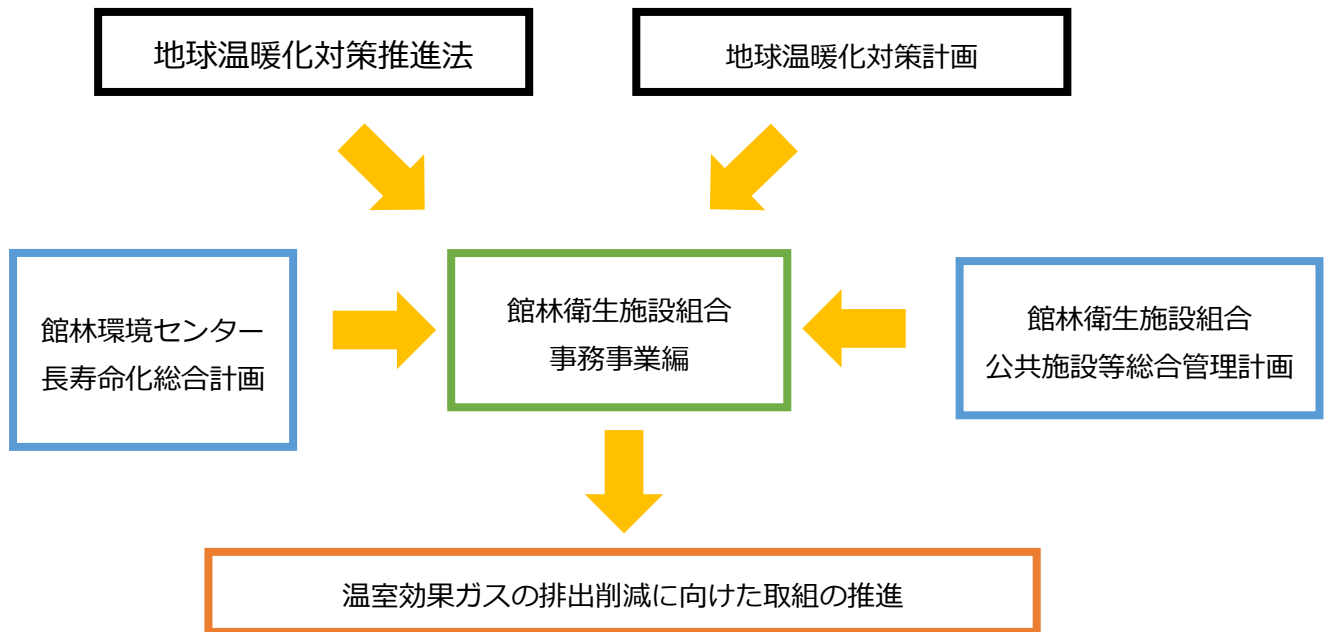
(4) 計画の期間

2023(令和5)年度から2030(令和12)年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2027(令和9)年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2019	...	2023	2024	2025	2026	2027	...	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間			→							

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

館林衛生施設組合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体の組合（一部事務組合）の実行計画として策定します。



3. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

本組合で管理する施設は4施設あるが、館林環境センター（し尿処理施設）以外の3施設（たてばやしクリーンセンター、いたくらリサイクルセンター、めいわエコパーク）は2017（平成29）年度からの稼働となっており、国の基準年度となる2013年度の実績が無いため、基準年度はあくまで2019（令和元）年度とし、目標を以下の通り設定します。

年度	実績値	実績削減率	削減量	備考
2019年度(R1)	5,631	—	—	組合基準年度
年度	目標排出量	目標削減率	削減量	備考
2023年度(R5)	4,830	▲14.2%	801t-CO ₂	
2024年度(R6)	4,640	▲17.6%	991t-CO ₂	
2025年度(R7)	4,438	▲21.2%	1,193t-CO ₂	
2026年度(R8)	4,240	▲24.7%	1,391t-CO ₂	
2027年度(R9)	4,043	▲28.2%	1,588t-CO ₂	計画見直し予定
2028年度(R10)	3,840	▲31.8%	1,791t-CO ₂	
2029年度(R11)	3,643	▲35.3%	1,988t-CO ₂	
2030年度(R12)	3,446	▲38.8%	2,185t-CO ₂	

4. 温室効果ガス排出状況

(1) 基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度 2019(令和元)年度における「温室効果ガス総排出量」は下表のとおりです。

(単位：t-CO₂、%)

活動の区分		2019(令和元)年度	
		排出量	構成比
燃料の使用	A重油	588	10.4%
	灯油	61	1.1%
	軽油	5	0.1%
	LPガス	0.02	0.0003%
	ガソリン	4	0.1%
他人から供給された電気の使用		2,295	40.8%
自動車の走行		0.2	0.004%
廃棄物の焼却	連続燃焼式	461	8.2%
	廃プラ	2,044	36.3%
	汚泥	147	2.6%
し尿の処理	高負荷脱窒素処理	26	0.5%
自動車用エアコンの使用		0.1	0.002%
合計		5,631	100%

※小数点以下を四捨五入している部分があるため、必ずしも各項目の和にならない。

(2) 基準年度の温室効果ガス別の排出割合

(単位：t-CO₂)

施設名 \ ガスの種類	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオ カーボン (HFC)	計
館林環境センター	1,231	5	168	0.04	1,404
たてばやし クリーンセンター	3,650	1	498	0.04	4,149
いたくら リサイクルセンター	49	0	0	0	49
めいわエコパーク	29	0	0	0	29
排出量	4,959	6	666	0.08	5,631
排出割合	88.1%	0.1%	11.8%	0.001%	100%

※小数点以下を四捨五入している部分があるため、必ずしも各項目の和にならない。

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

組合職員は、本章を参考に日々の業務における燃料・電気等の効率的な使用と節約を心がけるとともに、削減目標が達成されるよう努めます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

館林環境センター（し尿処理施設）は、2021(令和3)年度から2022(令和4)年度にかけて基幹的設備改良工事（主要設備の更新工事）を行い、高効率モーターなど省エネルギー型の設備への更新を進め、汚泥処理方法を変更して乾燥焼却設備を撤去したことで、令和5年度以降の運用において燃料である重油が不要となり、温室効果ガス排出量を大幅に削減できることが見込めます。

また、全施設において以下の運用を行ってまいります。

- ▶ 効率的な運転管理等を心掛け、燃料使用量の削減に努めます。
- ▶ 機器の効率低下を抑えるために、定期的に保守点検を行います。
- ▶ 燃料の使用について、日報及び月報等の使用量を確認し管理を行います。

② 日常業務に関する取り組み

【電気使用量の削減】

- ・空調機器の適正な温度管理に努めます。
- ・空調機器のフィルター等の定期的な清掃に努めます。
- ・空調機器の運転中、扇風機やサーキュレーターを活用します。
- ・夏季及び冬季の服装は、クールビズ・ウォームビズの推奨に努めます。
- ・不要な照明は消灯します。
- ・業務に支障のない範囲で消灯します。
- ・廊下、階段、フロア等の共用部は消灯します。
- ・昼休みの消灯を徹底します。
- ・残業時の部分点灯に努めます。
- ・照明器具の定期的な清掃に努めます。
- ・節電を呼びかけるポスター等による周知、啓発に努めます。

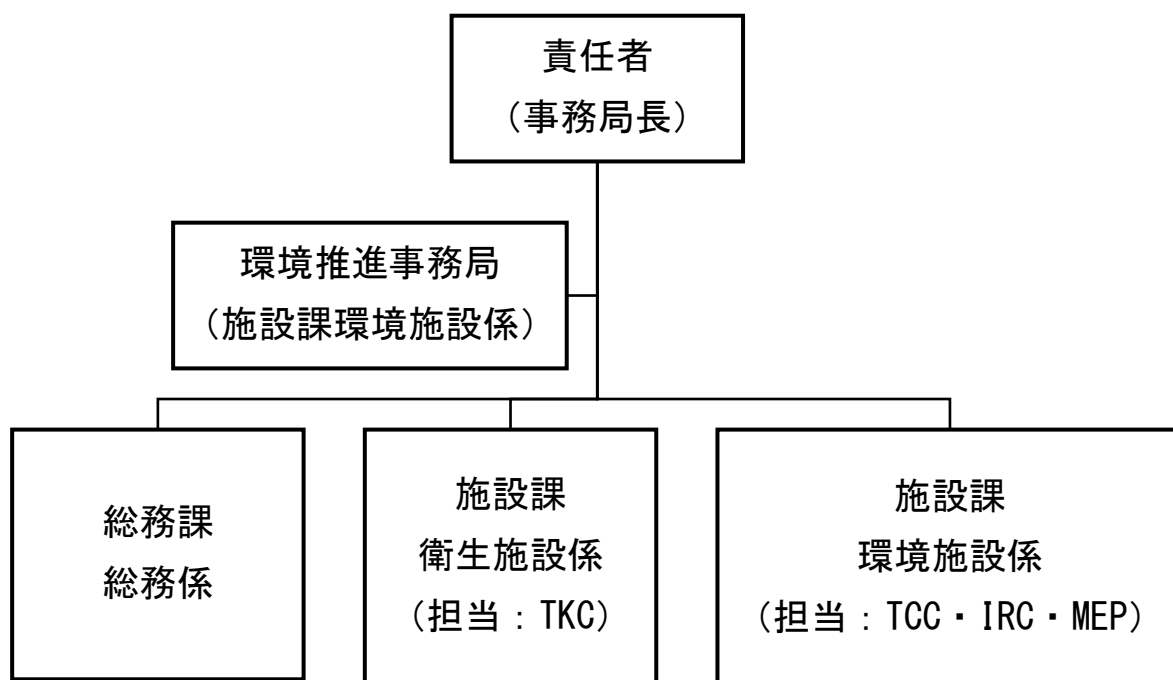
【自動車の適正使用】

- ・急発進、急加速はしないなどエコドライブに努めます。
- ・アイドリングストップに努めます。
- ・自動車の適正な整備及び運転により燃費の向上に努めます。
- ・自動車の更新の際は、低燃費車及び低公害車を導入します。
- ・タイヤ空気圧の適正管理に努めます。
- ・出張等では公共交通機関の利用に努めます。

項目	内容
エコドライブの推進	空ぶかし、急発進、急加速の抑制
	エンジンブレーキの活用
	駐停車中のアイドリングストップ
	タイヤ空気圧の適正管理
	適正な車両整備
自動車用エアコンの適正使用	設定温度の適正化
省エネルギー機器の導入	省エネ機器の選択、購入
	蛍光灯から LED 式照明へ切り替え
エアコンの適正管理	適正な温度設定
	定期的なフィルター清掃
	クールビズ、ウォームビズの推奨
照明機器の適正管理	不要な照明の削減
	業務に支障のない範囲の消灯
	廊下、階段、フロア等の共用部の消灯
	昼休みの部分消灯
	残業時の部分点灯
	照明器具の定期的清掃
	節電を呼びかけるポスター等による周知、啓発
電子機器の適正管理	不要時の O A 機器の主電源切替
	長期間使用しない電子機器のコンセントを抜く
	パソコンモニターの照度低減
樹木保全と適正管理	緑地の保全、適正な樹木管理
	クビアカツヤカミキリ防除対策
ごみの分別、減量推進	ごみの分別
	ごみの減量
	両面コピー、両面印刷
	用紙の裏面利用
	使用済み封筒の再利用
	文書、資料等の電子化（共有化）
	電子メールの使用
職員への研修、啓発、その他事項	定期的に教育、研修を実施
	施設、設備の工事を行う際、環境に配慮した工事を行う
	上水道使用料削減のための節水の徹底
	ガス給湯器の使用時期の適正化

6. 推進管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制



- ※ TKC : 館林環境センター
TCC : たてばやしクリーンセンター
IRC : いたくらリサイクルセンター
MEP : めいわエコパーク

① 計画推進の実施、運営組織の設置

環境施設係内に「環境推進事務局」を設けます。

② 組合職員の役割

【責任者(事務局長)】

館林衛生施設組合事務事業編の責任者として、常にその進捗状況を把握し、環境推進事務局より報告を受け、計画の策定・見直し・公表等について決定します。

【環境推進事務局】

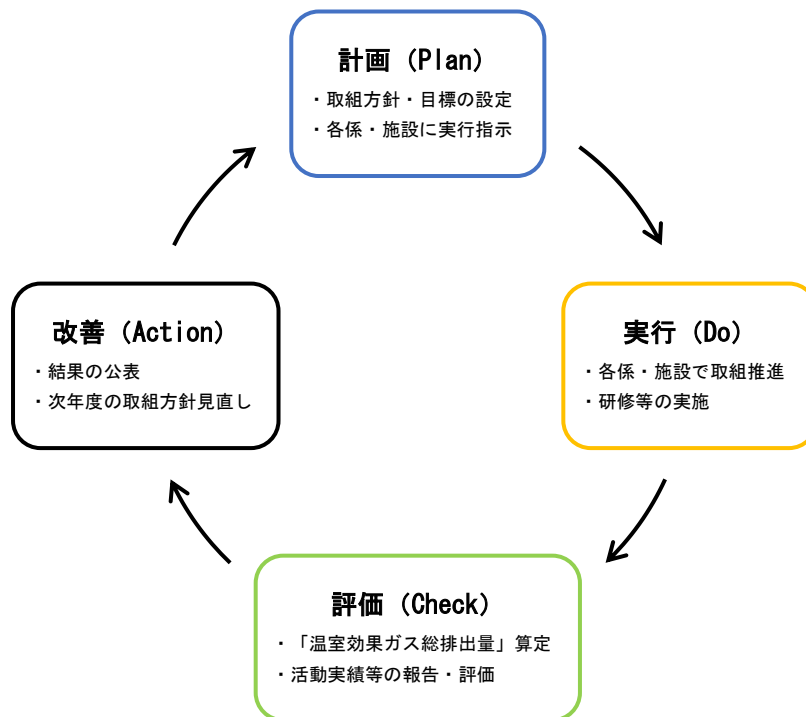
館林衛生施設組合事務事業編の推進機関として計画を策定し、温室効果ガス排出削減の目標を定め目標達成に向け具体的な取組を定めます。また、計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

【全職員】

館林衛生施設組合事務事業編を十分把握し、計画に示す温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた取組を励行します。

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画に掲げた取り組みを確実に実施し、継続的な改善を図るため、Plan（計画）⇒ Do（実行）⇒ Check（評価）⇒ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。



① 点検・評価

環境推進事務局は年1回、燃料や電気灯のエネルギー使用量等の結果や取組の実施状況を取りまとめ、傾向の分析を行い、責任者に報告します。

② 見直し等

環境推進事務局は年1回の点検・評価結果を基に分析、温室効果ガス排出量抑制のための取り組みが着実に実施されるよう、必要に応じて取組内容の改善や計画の見直し等を検討します。

(3) 進捗状況の公表

本組合の温室効果ガス総排出量、進捗状況及び点検・評価の結果については、温対法第21条の10に基づき、環境推進事務局が実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）の結果を取りまとめ、組合ホームページ等で公表します。

館林衛生施設組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発行年月：令和 5 年 4 月

発行・編集 館林衛生施設組合 施設課 環境施設係

住所 〒374-0043

群馬県館林市苗木町 2447-19

電話番号 0276-56-4453

F A X 番号 0276-56-4454

E - m a i l tate-clean@tatebayashi-eisei.or.jp